

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについて会社の取り組みに関する基本的な方針
企業価値の向上にむけ、すべてのステークホルダーに対する経営の透明性と公平性の確保及び経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる機動的な意思決定を行える経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。今後さらさら一層コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ミツバ	3,186,000	53.10
株式会社東和銀行	300,000	5.00
株式会社横浜銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	250,000	4.17
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	150,000	2.50
セコム損害保険株式会社	150,000	2.50
タツミ従業員持株会	143,000	2.38
タツミ取引先持株会	139,000	2.32
第一生命保険株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	100,000	1.67
浜銀ファイナンス株式会社	100,000	1.67
横浜キャピタル株式会社	86,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社ミツバ(上場:東京)(コード)7280

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社以外の企業と直接取引を行う当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保していると認識しております。
親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は株式会社ミツバの連結子会社です。同社の傘下には、多数の関連会社を擁し輸送用機器関連事業及び情報処理関連事業があります。株式会社ミツバは当社の自動車用電装用部品の最大の販売先であり、また、当社に社外取締役2名及び社外監査役2名を派遣しております。以上のように当社と株式会社ミツバグループは、資本、取引等の面で緊密な関係にあります。経営の基本方針及び日常の事業活動については、自主、自立を基本としており、取引価格等の条件も他の取引先と同一であります。以上のことから、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。また、今後につきましても、上場会社として独立性を確保するとともに、親会社以外のお客様に対する受注拡大のための営業活動に鋭意努力してまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
関田 茂夫	他の会社の出身者		○											
永井 邦夫	他の会社の出身者		○			○		○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関田 茂夫		親会社の常務執行役員であります。	企業経営の豊富な経験、知識を活かして親会社の立場から当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。
永井 邦夫		親会社の執行役員であります。	企業経営の豊富な経験、知識を活かして親会社の立場から当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は内部監査部門として監査室を設置しており、2名が内部監査に従事しております。

この内部監査に、常勤監査役1名が随時参加し、内部監査状況を監視するとともに適宜情報交換を行い、連携を図っております。

なお、常勤監査役井上雄象は、当社の親会社である株式会社ミツバの経理事務に昭和49年4月から平成14年3月まで、当社の経理事務に平成14年4月から平成22年3月まで携わり、通算37年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成に従事しておりました。

会計監査は、会計監査人として新宿監査法人と監査契約を結んでおり、期中、期末監査の他、内部統制の整備について適切なアドバイスを受けております。

会計監査業務を執行した指定社員・業務執行社員は、壬生米秋、末益弘幸の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他2名であります。

内部監査、監査役監査及び会計監査の連携は、監査方針のすりあわせをはじめ、期中に設ける監査講習会での連携や、期末の監査意見の交換を実施し、各様の監査が合理的・効果的にその任を果たせるべく努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早川 榮一	その他													
三田 賢一	他の会社の出身者			○				○	○					
武 信幸	他の会社の出身者			○				○	○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川 榮一	○	—	企業税務等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社経営の監視をして頂くために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、平成22年2月8日開催の取締役会での決議により独立役員に選任しております。
三田 賢一		親会社の代表取締役専務執行役員であります。	親会社の観点の立場から企業経営の豊富な経験、知識を活かして当社経営の監視をして頂くために選任しております。
武 信幸		親会社の執行役員であります。	親会社の人事・労務業務を永年担当し経理部長の任にあたり、その経験を当社監査体制の強化に活かして頂くために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の役割に応じた報酬の設定を行っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では取締役の報酬を開示しております。
社内取締役を支払った報酬: 59,586千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達は、業務部が窓口となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行に係る事項

1. 執行役員会

執行役員会は常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成されており、業務執行に係る重要事項の審議、検討、決裁と情報の共有化を図っております。執行役員会は毎月開催しております。

2. 部長会

部長会は常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長で構成されており、取締役会、執行役員会で決議された基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議、決定し、あわせて各部門の業務執行に関する重要事項の調整を行っております。

部長会は毎月開催しております。

3. P & B (Profit and Budget) 会議

P & B会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長で構成されており、予算の進捗等、事業進行状況に関する審議を行い、利益計画の協議、決定または指示し、事業遂行の先行管理の充実を図っております。

P & B会議は毎月1回開催しております。

監査・監督に係る事項

1. 取締役会、監査役会

取締役会は7名の取締役で構成されており、法令で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画など経営に係る重要事項を意思決定するとともに、業務執行の指示・監督を行っております。

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名の4名で構成されており、取締役会に出席し、重要な経営の意思決定について適宜意見を述べております。

2. 内部監査機能の強化

当社は、内部監査部門として、監査室を設置しており、監査役と連携して適法かつ適正・効果的な業務執行の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善提案を行っております。監査結果は、社長に報告するほか、監査役にも報告しております。また、監査役及び監査室

は、会計監査人による監査の講評に出席しており、会計監査人との相互連携を図っております。

3. 会計監査人

会計監査人は新宿監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類をすべて提供し、適正な監査が行われるよう環境を整備しております。

・会計監査業務を執行した、指定社員・業務執行社員 壬生米秋、末益弘幸の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置しており、独立性の高い独立役員でもある社外監査役を含めた監査役は独立かつ客観的な立場から経営監視を行っております。監査役は、取締役会、執行役員会などの重要会議へ出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。また、監査役、監査役会は会計監査人と相互の監査計画・監査の実施状況および結果その他の重要事項について、定期的に意見の交換を行なうとともに、監査室とも監査計画および内部監査結果の報告を受けるなど連携強化を図っております。

以上の経営体制により適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、現状の監査役設置会社の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図るため、開催日は、いわゆる集中日以外の日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に毎年実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、会社説明会資料等をPDFファイルにて掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員向けリーフレット「私たちの守るべき行動」において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境の保全を企業の社会的責任として認識し、環境保護活動を計画的かつ継続的にするために、平成17年度にISO14001の認証を取得いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方は、次のとおりです。

1. 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
・当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
・当社は、前述の当社理念を実践することによってCSR(企業の社会的責任)を達成することを目指します。CSR活動全体をまとめ、当社において発生しうるあらゆる損失危機を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
・当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。
・当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
・当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
3. 当社および子会社の損失の危機に関する規程その他の体制について
・当社は、リスク管理に係る規定を整備し、前述のCSR会議にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応してまいります。
・生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策案の実施、監査・防災状況の監査または改善の指示等を実施しております。
・生産リスク以外に発生し得る損失危機を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。
・グループとしてBCP(事業継続計画)および適切な管理体制の整備を進めております。
4. 当社取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
・当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「執行役員会」を設け業務執行の迅速化をはかります。
・当社ならびに当社グループ各社は、中期(3年間)および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
・当社は、前述の執行役員会において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。
・当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
・当社は、監査室に当社監査役の職務を補助する従業員を配置いたします。
・当社監査役の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
・当社監査役の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
7. 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
・当社ならびに子会社の取締役等および従業員は、当社監査役に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査役から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行います。
・当社監査室および関連部門は、当社監査役に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
・当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査役へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
・当社は、当社監査役が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
・前項に加え、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
9. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制について
・当社監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会、執行役員会等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、必要に応じて報告、説明を求めます。
・当社監査役は、当社監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。
10. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社行動規範である『私たちが守るべき行動』において、反社会的勢力との関連断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力または、これと関係のある人や会社とは関係を持ちません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでおります。

1. 情報の基本方針

当社は、法令ならび東京証券取引所JASDAQ市場の「会社情報適時開示の手引き」に従い適時開示すべき情報を正確かつ迅速に公開いたします。また、当社のステークホルダーが会社の状況を正確に把握できるよう、可能な範囲で正確かつ迅速に情報を公開いたします。

2. 情報開示の方法

適時開示の情報につきましては、TDnetによる開示をはじめとして各種報道機関に対しても公開いたします。また、投資家の皆様に広く公平に情報をお伝えできるよう、当社ホームページにも掲載いたします。

当社グループにおける経営・業務執行体制(模式図)

